

議案第131号

北上市介護保険条例の一部を改正する条例

北上市介護保険条例（平成12年北上市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（保険料率） 第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万6,300円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万7,100円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万4,400円</u> (4)・(5) [略] (6) 次のいずれかに該当する者 8万7,100円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は<u>第10号イ</u>に該当する者を除く。）	（保険料率） 第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度</u>における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に掲げる者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>3万2,600円</u> (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>4万3,500円</u> (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>5万円</u> (4)・(5) [略] (6) 次のいずれかに該当する者 8万7,100円 ア [略] イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 9万4,300円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 10万8,900円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12万3,400円

ア 合計所得金額が300万円以上500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 13万7,900円

(7) 次のいずれかに該当する者 9万4,300円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 10万8,900円

ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 12万3,400円

ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 13万7,900円

ア 合計所得金額が500万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

ア 合計所得金額が500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 15万2,400円

ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 16万6,900円

ア 合計所得金額が700万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 17万4,200円

- (11) 前各号のいずれにも該当しない者 14万5,200円
- 2 前項第1号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万1,800円とする。
- 3 第1項第2号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず3万6,300円とする。
- 4 第1項第3号に該当する者の各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず5万900円とする。
- (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
- 第5条 [略]
- 2 [略]
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ

- ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者
- イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 19万6,000円
- 2 前項第1号に該当する者の保険料の減額賦課に係る各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万400円とする。
- 3 第1項第2号に該当する者の保険料の減額賦課に係る各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万9,100円とする。
- 4 第1項第3号に該当する者の保険料の減額賦課に係る各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず4万9,800円とする。
- (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
- 第5条 [略]
- 2 [略]
- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、

に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から、令第39条第1項第1号から<u>第8号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。 4 [略]	<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から、令第39条第1項第1号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。 4 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北上市介護保険条例の規定は、令和6年度分以後の介護保険料から適用し、令和5年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

令和6年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

第9期北上市介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の額を改正しようとするものである。